

カーシェアリングサービス「カーシェアリング」の規約

第1条(約款の適用)

1.当社は、この約款の定めるところにより、インターネット、電話又は店頭での相対により貸渡自動車(以下「レンタカー」といいます。)の貸出予約を行ういり及びその者(以下「借受人」といいます。))に貸し渡すものとし、借受人はこれを借受け利用するものとします。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

2.当社は、この約款の趣旨、法令、行政調達及び一般の慣習に反しない範囲で特約にすることができます。特約した場合には、その特約が約款に優先するものとします。

第2条 租約

第2条(予約の申込み)

1.借受人は、レンタカーを借りにあたって、約款及び別に定める料金表等と同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車庫予約、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の有る、その他の借受条件(以下「借受条件」といいます。))を明示して予約の申込を行うことができます。

2.当社は、借受人から予約の申込があったときは、原則として、当社の保有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。

第3条(予約の変更)

借受人は、前条第1項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

第4条(予約の取消等)

1.借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

2.借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻1時間以上経過してもレンタカー貸渡契約(以下「貸渡契約」といいます。)の締結手続に着手しないときは、予約が取り消されたものとみなします。

3.前項の取消、借受人は、別に定めることにより予約取消料金を当社に支払うものとします。

4.当社の責に帰すべき事由により、予約が取り消されたときは、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社は借受人に当社が別途定める違約金を支払うものとします。

5.事故、盗難、不返還、リール、天災、他借受人によるレンタカーの返却遅延、その他の借受人若しくは当社のいづれかの方にもたらぬい事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとみなします。この場合、当社が前項の違約金を支払うものとします。

第5条(借入用レンタカー)

1.当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、借受人に対し、予約が可能な車種クラスのレンタカー(以下「代替用レンタカー」といいます。))の貸渡を申し入れることができます。

2.借受人が前項の借入れを承諾したときは、当社は車種クラスを除き予約した同一の借受条件で代替用レンタカーを貸し渡すものとします。ただし、代替用レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料より高くなるときは、代替用車種クラスの貸渡料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金を適用するときは、当該代替用レンタカーの貸渡料金によるものとします。

3.借受人は、第1項の代替用レンタカーの貸渡の借入れを拒絶し、予約を取り消すことができますものとします。

第6条(告知)
当社及び借受人は、予約が取り消された、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第4条及び第5条に定める場合を除き、相互に何らの請求もいたしません。

第7条(予約業務の代行)

1.借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社(以下「代行業者」といいます。))において予約の申込みを行うことができます。

2.代行業者に対して前項の申込みを行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができますものとします。

第8条 貸渡

1.借受人は第2条第1項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡車を明示して、貸渡契約を締結するものとします。ただし、貸し渡すことができレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第8条第1項又は第2項各号のいずれかに該当する場合は除きます。

2.貸渡契約が締結した場合、借受人は当社第11条第1項に定める貸渡料金を支払うものとします。

3.当社は、監督官庁の基本通達(注1)に基づき、貸渡簿(貸渡原簿)及び第14条第1項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証(注2)の番号を記載し、又は運転者の運転免許証の写しを添付する。貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指定する運転者(以下「運転者」といいます。))の運転免許証の提示を求め、及びその写しを提出を求め、この場合、借受人は、自己が運転者であること及び自己の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとし、借受人は運転者が異なるときは運転者の運転免許証を提示し、及びその写しを提出するものとします。

(注1)監督官庁の基本通達は、国土交通省自動車交通局長通達「レンタカーに関する基本通達」(自第28平成府年6月13日)の2(1)及び(1)のことをいいます。

(注2)運転免許証とは、道路交通法第92条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第19条別記様式第14号の運転免許証をいいます。

4.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほか本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることとなります。

5.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡するための携帯電話番号等告知を求め、

6.当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することができます。

第9条(貸渡契約の締結の拒絶)
1.借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶します。

- (1)貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証の提示がないとき。
- (2)酒気を帯びているとき。
- (3)麻薬、覚せい剤、ベンゾ等による中毒状態等をしているとき。
- (4)チャイルドシートを借受条件に明示せず(6才未満の幼児を同乗せようとするとき)。
- (5)暴行、暴力関係団体の構成員又は関係者又はその他の反社会的組織に属している者であること認められたとき。
- (6)借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができますものとします。
 - (1)予約に関して借受の運転者や貸渡契約締結時の運転者と異なるとき。
 - (2)過去の貸貸しにおいて、貸渡料金の支払いを滞り続いた事があったとき。
 - (3)過去の貸貸しにおいて、第18条各号に掲げる行為があったとき。
 - (4)過去の貸貸しにおいて、貸渡約款又は保険約款並びにより自動車保険が適用されなかった事実があったとき。
 - (5)借受人または運転者がレンタカーを運転することについて、当社が合理的に判断してかかる安全性について完全に確信が得られないとき。
 - (6)その他、当社が不適切と認めたとき。

3.前項の場合には、予約の取消があったものとして取り扱うものとします。

第10条(貸渡契約の成立)

1.貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

2.前項の引渡しは、第2条第1項の借受開始日時及び借受場所で行うものとします。

第11条(貸渡料金)

1.貸渡料金は、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示し、

- (1)基本料金
- (2)特別装備料
- (3)フナウェイ料金
- (4)燃費代
- (5)記取引料
- (6)その他の料金

2.基本料金は、レンタカーの貸渡時において、当社が地方運輸局運輸支局長(兵庫県においては神戸運輸監理部兵庫運輸部長、沖縄県においては沖縄県警事務局運輸課長)以下、第14条第1項においてのと同じ、借受人にこれら借受け利用するものとする。なお、この約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によるものとします。

3.第2条に示す料金が完了した後に当社が貸渡料金を差し上げたときは、借受人は予約完了時に適用した料金と貸渡時の料金を比較して低い方の貸渡料金を支払うものとします。

第12条(借受条件の変更)

1.借受人は、貸渡契約の締結後、第8条第1項の借受条件(借受期間の延長を含みます。))を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

2.当社は、前項によって貸渡業務に支障が及ぶるときは、その変更を承諾しないことがあります。

第13条(点検整備及び確認)

1.当社は道路運送車両法第48条(定期点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しレンタカーを貸し渡すものとします。

2.当社は、道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

3.借受人又は運転者は、前2項の点検整備が実施されたこと並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満たしていることを確認するものとする。

4.当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

第14条(貸渡証の交付、携帯等)

1.当社は、レンタカーを引渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定める事項を記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの使用で、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとする。

3.借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨が当社に通知するものとします。

第15条(代理運転者)

1.借受人は、借受人の希望する車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができる(申込みを受けた営業所にレンタカーが配備されていない場合を含む。))においては、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる事項により借受人に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受け、これを借受人に引渡しすることができるものとします。(これを「代理運転者」といいます。)

(1)事業、故障等のトラブルがあった場合には、自社の約款に基づき当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するもの利用者については有利であるとき又は自社の約款を適用するものであること。

(2)貸渡証は第3項1項に定めるところによる別紙の様式のものとする。

(3)当該代理運転者を提供したレンタカー事業者の貸渡約款が適用されているものであること。

2.代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するものとします。

3.代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものとし、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。

4.代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しを行った車両について、故障等の他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場と同様に、車両両当事者間の行う修理等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

第16条 使用

第16条(管理責任)
借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間(以下「使用中」といいます。))を善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

第17条(日常点検整備)

借受人又は運転者は、使用中のレンタカーについて、毎日使用する前日に道路運送車両法第47条の2(日常点検整備)に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

第18条(禁止行為)

借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

- (1)当社の使用を及び道路運送法に許可(許可を受けなくても)レンタカーを自動車運転事業又はこれに類する行為に使用すること。
- (2)レンタカーを指定の用途以外に使用し又は第8条第3項の貸渡証に記載された運転者以外の者に運転させること。
- (3)レンタカーを貸し、又は他に担保の用に供する等第8条第3項の貸渡証に規定することとなる一切の行為を行うこと。
- (4)レンタカーの自動車登録番号標又は車両番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改造する等の状態を変更すること。
- (5)当社の承認なくして、レンタカーを各種タイプ若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
- (6)法令又は条例等に基づきレンタカーを使用すること。
- (7)当社の承諾を受けずにレンタカーについて貸渡業務に加入すること。
- (8)レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
- (9)その他第8条第1項の借受条件に違反する行為をすること。

第19条(違法駐車の場合の借受)
1.借受人又は運転者は、レンタカーに関して道路交通法に定める違法駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車した地域を管轄する警察署に出頭して自ら違法駐車による借受人又は運転者等に対する、及び当該駐車に伴う移動、移転等の措置を受けるものとします。

2.当社は、警察官がレンタカーの運転免許証を没収したときは、借受人又は運転者に対し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時まで、取り調べ警察官に出頭して違反処理を行うものとする。借受人又は運転者はこれに従うものとする。

なお、当社は、レンタカーが警察官により移動された場合には、当社の判断により、自レンタカーを警察官から引き取る場合があります。

3.当社は、前項の措置を行った後、当社の判断により、違法駐車の状態を交通関係告知書または納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行なうものとする。また、借受人又は運転者は、放置し違法駐車した事実及び警察署等に出頭するともに、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨を当社所定の文書(以下「自認書」といいます。))当社に提出するものとする。

4.当社は、当社が認められる場合は、警察に対し自認書及び借受人の個人情報を含む届出書、領収書等のほか借受人又は運転者に対する放置駐車違反に関する責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路運送法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者は予めこれに同意するものとする。

5.当社は、道路交通法第51条の第1項の放置違反金納付書を受け放置違反金を納付した場合には、借受人又は運転者は、レンタカーを返却し返却却まで違反処理を行なわなかった場合、当社が借受人若しくは運転者若しくはレンタカーの探索に要した費用(以下「探索費用」といいます)を負担し、借受人又は運転者は、当社の移動、保管等取り等に関する費用(以下「車両管理費用」といいます)を負担した場合は借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとする。

- (1)放置違反金相当額
- (2)当社が別に定める駐車違反約金(上記①)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)
- (3)探索費用及び車両管理費用

6.当社は借受人又は運転者が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る戻付金

を納付し又は公訴を提起し若しくは差控裁判所の審判に付されたことにより、当社に放置違反金が返付されたときは、当社はその返付金を借受人又は運転者に返還するものとします。

7.第1項において借受人または運転者が違法駐車に係る反則金等を納付すべき場所において、当該借受人又は運転者は、第2項に基づく違反処理を行う際の当社の指示又は第3項に基づき自認書に署名すべき当社の求めに応じなければならないとは、当社は第5項に定める放置違反金及び駐車違反約金に充てるものとして、当該借受人又は運転者から当社が定める額の駐車違反金を申し受けることができるものとします。

第5条 返還

第20条(返還場所)

1.借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとする。

2.借受人又は運転者が前項に違反したときは、当社が別途定める超過料金を支払うほか、当社に与えた一切の損害を賠償するものとする。

3.借受人又は運転者は、借受期間中の天災その他の不可抗力の事由によりレンタカーが使用不能となり又は返還することができなくなった場合は、これにより生ずる損害について借受人又は運転者の責任を負わないものとする。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとする。

第21条(返還後の留置等)

1.借受人又は運転者は、当社引渡しの後レンタカーを返還するものとする。この場合、通常の使用によって磨耗した箇所を除き、引渡しの時の状態でも返還するものとする。

2.借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとし、当社は、レンタカーの返還後においても、遺留品について責任を負わないものとする。

第22条(借受期間満了時の貸渡料金)

借受人又は運転者は、第12条第1項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとする。

第23条(返還場所の変更)

1.借受人又は運転者は、第12条第1項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる返還のための費用を負担するものとする。

2.借受人又は運転者は、第12条第1項による当社の承諾を要することなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、次に定める返還場所変更契約料を支払うものとする。

第24条(返還場所変更契約料)

返還場所変更契約料＝返還場所の変更により必要となる返還のための費用×90%

第25条(不返還時の返還料金の算出)

1.借受人又は運転者は、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められた場合には、まず、返還料金を算出するものとする。

2.前項に該当する場合とは、当社は、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等の関係者への取調べや車庫位置情報システムの情報等を必要とする必要な措置をとるものとする。

3.第1項に該当することとなった場合、借受人又は運転者は、借受期間満了時から当社がレンタカー及び備品を回収するまでの期間に対応する貸渡料金相当額を当社に支払うとともに、第29条の定めにより当社に与えられた損害の賠償及び回収、並びに借受人又は運転者の探索に要した費用を含みます。))について賠償する責任を負うものとする。

第8条 故障・事故、返還時の措置

第25条(故障発見時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するものとし、当社の指示に従ふものとする。

第26条(事故発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し、事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとする。

- (1)直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (2)前項の措置に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認められる場合を除き、当社は当該指指定する工場で行うこと。
- (3)事故に関与者及び当社が契約している保険会社の協力を協し、及び要求する書類等を速滞なく提出すること。
- (4)借受人は、相手方と承認しその他の合意をするときは、あらかじめ当社の承認を受けること。

2.借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決するものとする。

3.当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとする。

第27条(盗難発生時の措置)

借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとする。

- (1)直ちに被害の発生、盗難及び被害のいづれかの事由により生じた事由による損害を賠償すること。
- (2)当社の被害状況を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
- (3)盗難、その他の被害に関し警察及び当社が契約している保険会社の隣に協力し、及び要求する書類等を速滞なく提出すること。

第28条(使用中に不用意に貸渡契約の終了)

1.借受期間中の故障、事故、盗難その他の事由(以下「故障等」といいます。))によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約が終了するものとする。

2.借受人又は運転者は、前項の故障等、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済の貸渡料金を、故障等その他の事由により生じた事由による損害を賠償するものとする。

3.故障等が第3項又は第5項に定める事由による場合は、その引取り及び修理等に要する費用は、借受人又は運転者が負担するものとする。

4.故障等が前項に存した期間による場合は、新たな貸渡契約を締結したものと、借受人は当社が代替用レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替用レンタカーの提供条件については、第5条第2項を準用するものとする。

4.借受人が前項の措置を行った後、当社の判断により、当該返還の状況を交通関係告知書または納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行なうものとする。また、借受人又は運転者は、放置し違法駐車した事実及び警察署等に出頭するともに、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨を当社所定の文書(以下「自認書」といいます。))当社に提出するものとする。

5.当社は、当社が認められる場合は、警察に対し自認書及び借受人の個人情報を含む届出書、領収書等のほか借受人又は運転者に対する放置駐車違反に関する責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路運送法第51条の4第6項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者は予めこれに同意するものとする。

第29条(賠償及び償金補償)

1.当社は、借受人又は運転者が使用中に第三者又は当社に損害を与えたとときは、その損害を賠償するものとし、また、他人、借受人又は運転者が使用中に第三者又は運転者若しくは第三者若しくはレンタカーの探索に要した費用(以下「探索費用」といいます)を負担し、借受人又は運転者は、当社の移動、保管等取り等に関する費用(以下「車両管理費用」といいます)を負担した場合は借受人又は運転者は、当社が指定する期日までに、次に掲げる費用を当社に支払うものとする。

- (1)放置違反金相当額
- (2)当社が別に定める駐車違反約金(上記①)放置違反金相当額と併せ、以下「駐車違反金」という)
- (3)探索費用及び車両管理費用

6.当社は借受人又は運転者が前項に基づき駐車違反金を当社に支払った後に、当該駐車違反に係る戻付金

第30条(賠償及び補償)

1.借受人又は運転者が第29条第1項の賠償責任を負うときは、当社はレンタカーについて締結した損害保険契約及び当社の定める補償制度により、次の賠償責任の保険金又は補償金が支払われる。

- (1)対人補償1名につき無制限(自動車損害賠償責任保険を含まず)
- (2)人身補償1名につき最大3,000万円まで
- (3)対物補償1事故につき無制限(免責金額5万円)
- (4)車両補償1事故につき時価まで(免責金額5万円)

2.保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第1項に定める保険金又は補償金は支払われず、

3.保険金又は補償金が支払われない損害及び第1項の定めにより支払われる保険金額または補償金を超える損害については、借受人又は運転者が負担するものとする。

4.当社が借受人又は運転者の負担する損害を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社に損害を当社に弁償するものとする。

5.第1項に定める損害保険契約の保険料相当額及び当社の定める補償制度の加入料相当額は貸渡料金に含まず、

第8条 貸渡契約の解除

第31条(貸渡契約の解除)
1.借受人又は運転者が使用中にこの約款に違反したとき、第9条第1項各号のいずれかに該当することとなるときは、何れの通知、催告を要せず貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を請求することができますものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を借受人に返還しないものとする。

第32条(中途解約)

1.借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解除手数料を支払って貸渡契約を解除することができるものとする。この場合、当社は、受領済の貸渡料金を、貸渡時から返還時までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとする。

2.借受人は、前項の解約をしたときは、次の解約手数料(貸渡料金を支払うものとする。)

解約手数料＝(貸渡契約期間に対応する基本料金)×(貸渡日から返還までの期間に対応する基本料金)×95%

第9章 個人情報

第33条(個人情報利用目的)

1.当社及びカーシェアリングを主宰するエクスオート株式会社は借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- (1)道路運送法第30条第1項に規定するレンタカーの事業管理を受けた事業を行うこと、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業管理の条項として義務付けられている事項を実行するため。
- (2)借受人又は運転者に、レンタカー及びこれに関連したサービスの提供を並びに、借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
- (3)レンタカー、中古車、その他の当社において取り扱う商品及びサービスの提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、当社の印刷物の発行、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
- (5)当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
- (6)個人情報統計的に集計し、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2.第1項各号に定めていない目的で借受人または運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

3.当社は次の場合を除き、個人情報第三者に提供することはいしません。

- (1)借受人の同意を得ている場合。
- (2)法令に基づく場合。
- (3)人命、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、借受人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4)公益促進の向上又は児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であって、借受人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して協力する必要がある場合であって、借受人又は運転者の同意を得ることが困難であるとき。

第10章 補則

第34条(個人情報の提供及び利用の同意)

借受人又は運転者は、当社及びエクスオート株式会社第33条の利用目的で個人情報を使用する事に同意するものとします。

2.借受人又は運転者は、利用履歴、用途、借受開始日時等の、レンタカーの借受に関する情報及び借受人または運転者の氏名、住所等の個人情報についてのみ提供先へ提供することに同意するものとします。

(提供先及びその利用目的